

## 一般社団法人那須塩原市観光局サイト バナー広告掲載規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人那須塩原市観光局（以下「観光局」という。）が管理するサイト「なすしおばら観光NAV I」（以下「観光局サイト」という。）へのバナー広告掲載について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、観光局サイトのバナー広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するサイトにリンクする機能を有することをいう。

### (掲載を不適とする要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) その他バナー広告媒体に掲載する広告として局長が不適当と認めるもの

### (広告の規格)

第4条 バナー広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載箇所：トップページ下段
- (2) サイズ：横320 ピクセル×縦120 ピクセル
- (3) データ容量：100KB 以下内
- (4) 形式：GIF（アニメーション不可）**JPG**、**PNG**

### (広告の掲載期間及び継続)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし、1か月を超える期間（最長1年間まで）の広告掲載申込みがあった場合は、観光局の会計年度内（4月1日から3月31日）に限り、その期間を掲載期間とすることができる。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）について、バナー広告は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）について、バナー広告は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 広告掲載は、広告主からの申し出がない限り自動継続するものとする。

### (広告掲載の募集方法)

第6条 広告は、観光局サイト等により募集するものとする。

- 2 前項の規定による募集は、バナー広告は広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、バナー広告においては「一般社団法人那須塩原市観光局サイト バナー広告掲載申込書」（様式第1号）を、観光局が指定する日までに申し込みを行うものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 協会は、前条の規定により申し込まれた広告について、第3条に規定する不適要件に該当しないかどうかを審査の上、掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により、掲載することと決定した広告については、次の各号によりその掲載順位を決定の上、掲載位置を決定する。

- (1) 市内に事業所等を有する企業又は自営業者、団体
- (2) 掲載希望月の総数の多いもの

3 バナー広告については、広告原稿の電子ファイルを、広告掲載開始日から起算して5日前までの観光局が指定した日までに提出するものとする。なお、広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告の支払い)

第9条 バナー広告の掲載料は、5,000円／月とし、1か月単位、最長1年とする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告料を、観光局が指定した日までに観光局が発行する請求書により一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 観光局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項の規定により指定した日までに広告原稿が提出されないとき
  - (2) 第9条第2項の規定により指定した日までに広告料が納付されないとき
  - (3) 第3条に定める掲載不適要件に当てはまると判断したとき
- 2 観光局は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 観光局は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告料が納付されているときは、納付済みの広告料は広告主に返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、速やかに書面により観光局に申し出なければならない。
- 3 観光局は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告料が納付されているときは、納付済みの広告料は広告主に返還しない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、観光局にあらかじめ協議するものとし、あらためて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、バナー広告のリンク先の変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して5営業日前までに観光局に届け出るものとする。

2 観光局は、前項の規定による届出があった場合は、変更後のリンク先について、基準の規定に適合しているかを確認の上、リンク先を変更するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のサイトの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第15条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、観光局と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、観光局と協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年12月18日から施行する。